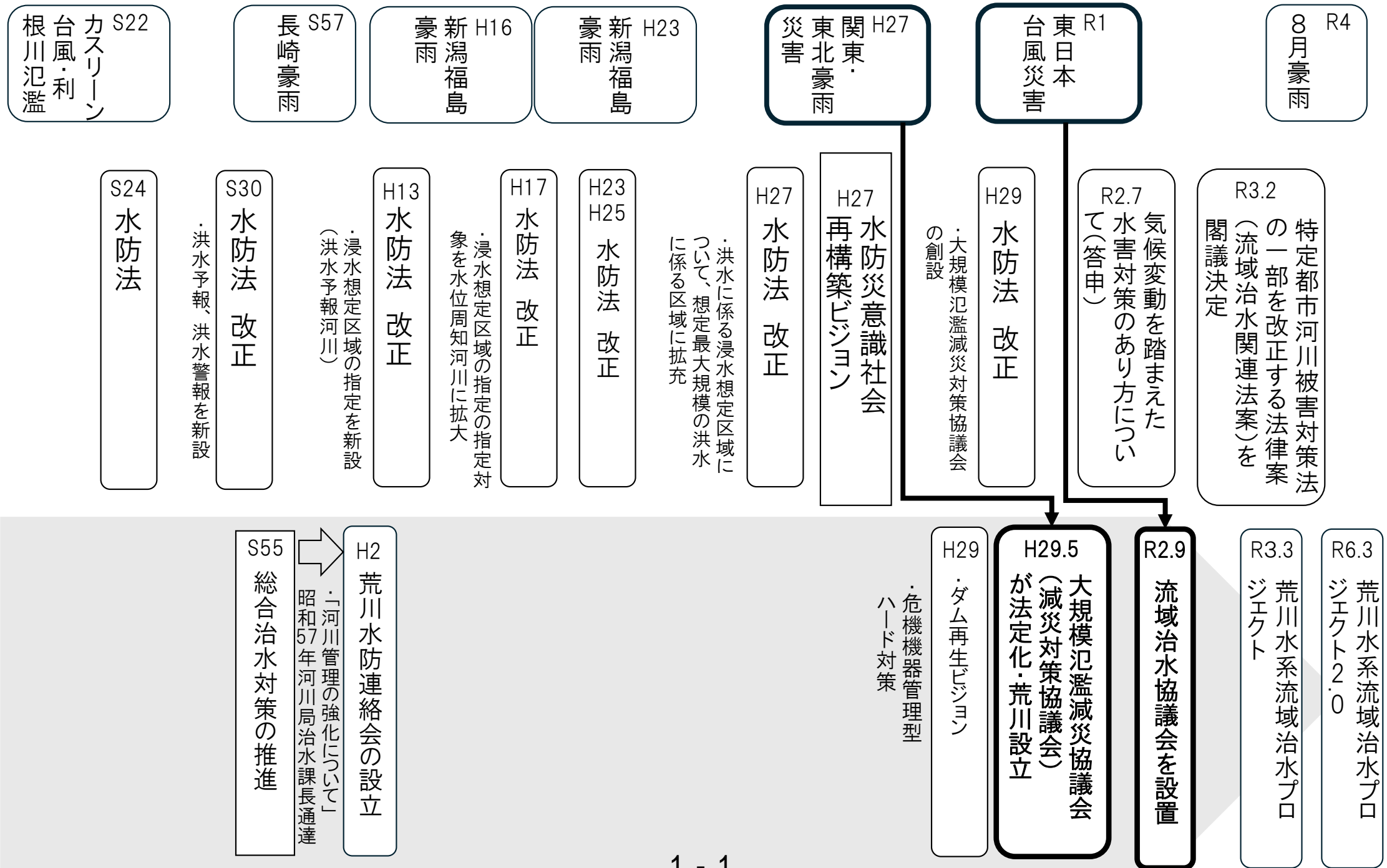


協議会設立の流れ〔荒川水系〕



各協議会の位置づけ〔荒川水系〕

荒川水防連絡会

目的	荒川における水害を防止し、又は軽減するために水防に関する連絡及び調整の円滑化を図り、もって公共の安全に寄与することを目的とする。
対象範囲	羽越河川国道事務所が管理する荒川
議論内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算・決算等の事項を審議する。 ・水防、訓練等に関する連絡、調整 ・水防活動時の計画共有 ・洪水時の連携強化 ・最近の大雨被害の教訓共有
構成員	河川管理者、市村、消防・水防団等
設立の位置づけ	「河川管理の強化について」昭和57年河川局治水課長通達
設立年	H2

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会

目的	「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、荒川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする
対象範囲	荒川とその全ての支川
議論内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫時の被害を最小化するための全体的な目標や方針の確認 ・現状の水害リスク・課題の共有 ・ハード対策とソフト対策の進捗と協議 ・自分事化に向けた取組の共有
構成員	法定の関係機関(国・県・市町村・消防、利水ダム管理者)
法的位置づけ	・水防法第15条の9・10(義務)
設立年	H29

荒川(下流域・上流域)流域治水協議会

目的	令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
対象範囲	集水域～氾濫域の流域全体
議論内容	<ul style="list-style-type: none"> ・流域治水プロジェクトの策定・更新 ・各機関の治水対策(ハード対策・ソフト対策)の進捗等を共有する ・特定都市河川指定に関する協議 ・令和4年8月豪雨の検証と再度災害防止策 ・流域治水の自分事化に向けた活動共有
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者(国・県)、下水道管理者、都道府県、市町村 ・必要に応じて利水ダム管理者、企業、住民等の参加可能
法的位置づけ	「流域治水関連法」により制度化
設立年	R2

各協議会の位置づけ【イメージ図】



凡 例	
	: 荒川(下流域・上流域)流域治水協議会 : 荒川流域界
	: 荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 : 荒川水系
	: 荒川水防連絡会 : 荒川直轄区間
	: 県境
	: 市町村境
	: ダム